



水道を多量に使用する事業所などに水道料金の一部を補助します！

市では、市内企業の事業活動の活性化を図るため、多量に水を使用する事業所等の水道料金の一部を補助します。

対象 全ての業種（個人営業を含む）

※同一企業の市内事業所分は合算します。

なお、市税および水道料金に未納があると対象となりません。詳しくは、お問い合わせください。

補助金額等

補助対象使用量	4,000m ³ を超える部分
補助限度額	10,000,000円
補助単価 (1m ³ あたり)	4,000m ³ 超～100,000m ³ 以下 : 15円 100,000m ³ を超える部分 : 20円
その他	①原則として、全ての使用量を対象としますが、社員寮など個人の生活に関わるものや他の事業所等から負担金を徴している場合には、対象水量から除外します。 ②平成28年1月分～12月分の使用量が対象となります。

申請期限 1月31日(火)まで

申・問 企業支援センター ☎ 21-5522

市長の企業訪問⑱

秩父の元気印企業

●(株)スプロレ21 (中村町)



同社は昭和59年4月に寄居町で創業し、翌年市内にスイミングスクールをオープンされました。最近では、スポーツ学童保育や高齢者向けのプログラムづくりに力を入れていきます。今後、さらなる地域密着型のスポーツクラブを目指し、施設等の充実にも取り組まれるとのことです。

●(有)マシックス (下吉田)



金属、樹脂、精密部品の各種加工を手掛ける同社は、平成8年に小鹿野町で創業し、平成17年4月に市内に移転されました。国の補助金を活用して最先端の工作機械を導入したほか、社員の意識改革にも努めています。今後、地域資源である秩父産木材を使った製品にも挑戦されるとのことです。

消費生活センターからのお知らせ

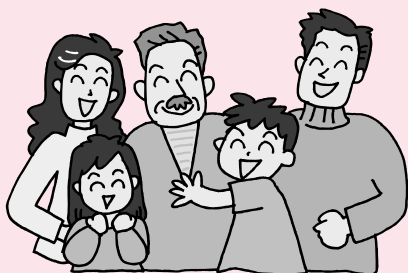
消費者被害 回復のための新しい制度が始まりました

詐欺的な悪質商法被害に遭った契約を解除して代金を返してほしい、法外なキャンセル料をとられた等の相談に、消費生活センターも可能な限り救済のお手伝いをしますが、状況や相手により被害回復は難しいことがあります。

裁判によって解決する方法もありますが、手間や費用がかかるため、諦めてしまう人が少なくありません。

こうした課題に対処するため、平成25年12月「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（略称…消費者裁判手続特例法）」が

成立し、平成28年10月1日から施行されました。仕組みを



おおまかに説明すると、個人に代わり国から認定された消費者団体が賠償裁判を起こし、被害金を取り戻す制度です。

まず、特定適格消費者団体（※）が訴訟を起こし、団体が勝訴した場合、2段階目として団体のホームページや顧客名簿等から被害者に団体訴訟参加を通知したり、テレビ・新聞・インターネットなどで呼び掛け、被害者が団体として提訴します。

裁判所が個別の被害者の賠償額を決定し、団体が報酬額を差し引き後、被害者に賠償金が渡されます。新制度では訴訟費用はいったん団体が負担します。敗訴しても余分な手間や費用を負わなくて済みますが、あくまで金銭給付を求めるものに限る、拡大損害等は対象外です。適用範囲が狭く課題も残りますが、画期的な制度です。詳しくは、消費者庁HPをご覧ください。

※一定の要件の下に国の認定を受け、消費者の利益を守る活動をしている団体（平成28年10月現在14団体）で、事業者の不当な勧誘や契約条項などの差し止めを請求することもできます。

秩父市消費生活センター

☎ 2515200

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時

ルールを守って正しく動物を飼いましょう！

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。